



平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 福 本 勝 司  
(コード番号 1896 東証第1部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊  
(TEL. 03-3295-8860)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 29 年 8 月 22 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款の一部変更の件」をそれぞれ付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、平成 29 年 8 月 22 日から平成 29 年 9 月 6 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 9 月 7 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### I. 株式併合について

##### 1. 株式併合を行う目的及び理由

平成 29 年 6 月 22 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社大林組による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、株式会社大林組（以下「大林組」といいます。）は、平成 29 年 5 月 11 日から平成 29 年 6 月 21 日までを買付け等の期間とする当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、大林組は、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 6 月 28 日をもって、当社普通株式 40,439,956 株（当社の総株主の議決権に対する大林組の所有する当社普通株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます（注）。）にして 89.89%）を所有するに至りました。

（注）議決権所有割合とは、当社が平成 29 年 6 月 28 日に提出した第 86 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（46,818,807 株）から、同報告書に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（1,829,234 株）を控除した株式数（44,989,573 株）に係る議決権数（449,895 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

平成 29 年 5 月 10 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社大林組による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、大林組は、平成 29 年 1 月中旬、当社に対し、更なるグループ経営の推進により両社の企業価値を向上させることを目的とした中長期成長戦略と諸施策の協議・検討について提案し、大林組と当社は、平成 29 年 3 月上旬から協議・検討を重ねてまいりました。その結果、大林組は、大林組が当社を完全子会社化することは、大林組グループ経営の自由度の向上に資すると判断されることに加え、当社の更なるコンプライアンスの強化が可能となり、また、グループ経営基盤の強化による当社の企業価値の向上及びグループ全体の事業効率の向上のために非常に有益であり、大林組グループの「将

来への布石」となり得るとの結論に至ったため、平成29年5月10日開催の取締役会において、大林組が当社の発行済株式の全て（大林組が既に所有していた当社普通株式及び当社が所有していた自己株式を除きます。以下同じです。）を取得することにより、当社の株主を大林組のみとするための一連の手続（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

当社といたしましても、大林組の提案を受け、本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関して大林組及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、また、本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の諮問機関として第三者委員会を設置し、本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引における諸条件等について、大林組との間で複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。その上で、当社取締役会は、大江橋法律事務所から得た本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行から平成29年5月9日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、第三者委員会から平成29年5月9日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、当社の中長期的な収益向上を実現するためには、(i) ガバナンス体制の強化・構築によるコンプライアンスの更なる強化、(ii) 建設事業における官公庁元請工事及び大林組グループからの受注高の維持、PFI事業への進出、民間顧客への営業強化、環境分野の技術開発促進並びにICT施工機械（Information and Communication Technology（情報通信技術）を用いて作業装置の高さや傾きなどを自動制御する施工機械）の導入・開発及び工事に熟練した技術者・技能労働者の育成、確保並びに (iii) アスファルト合材ほかの製造・販売事業における製造設備の更新・強化による製造コストの低減と品質の向上、環境保全が必要であるとの認識のもと、本取引により、当社が大林組の完全子会社となることは、意思決定の迅速化を通じて上記のような諸施策を速やかに実行することを可能とし、さらに、一体的な営業活動の推進による営業力強化、大林組が有する建築事業の営業、施工面でのノウハウの提供を当社が受けることによる小規模建築事業の拡充、土木、舗装工事のICT施工に関する共同研究・開発促進による生産性向上等、当社単独では対応が困難である課題解決に繋がるとともに、当社の事業機会の拡大を図っていくことを可能とするものであり、今後の当社の発展に資するものであるとの判断に至ったことから、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると判断いたしました。

また、本取引における諸条件のうち、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（940円。以下「本公開買付価格」といいます。）については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上により、当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

このような経緯を経て本取引が進められてまいりましたが、大林組は、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全てを取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、大林組から要請を受けたことから、当社といたしましては、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を大林組のみとするための一連の手続を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社普通株式4,998,841株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、大林組以外の株主の皆様のお所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の詳細につきましては、本意見表明プレスリリース及び本公開買付け結果プレスリリース

も併せてご参照ください。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 臨時株主総会基準日公告日 | 平成29年6月28日      |
| ② 臨時株主総会基準日    | 平成29年7月13日      |
| ③ 取締役会決議日      | 平成29年7月18日 (本日) |
| ④ 臨時株主総会開催日    | 平成29年8月22日 (予定) |
| ⑤ 整理銘柄指定日      | 平成29年8月22日 (予定) |
| ⑥ 当社普通株式の最終売買日 | 平成29年9月6日 (予定)  |
| ⑦ 当社普通株式の上場廃止日 | 平成29年9月7日 (予定)  |
| ⑧ 株式併合の効力発生日   | 平成29年9月12日 (予定) |

### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率

平成29年9月12日(予定)をもって、平成29年9月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式4,998,841株につき1株の割合で併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数  
44,989,564株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数  
44,989,573株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、平成29年9月11日付で自己株式1,829,234株(平成29年3月31日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
9株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
36株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、大林組以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て大林組に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取るこ

を予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 29 年 9 月 11 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である 940 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

大林組及び当社は、当社が本公開買付けの開始時点において大林組の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することに鑑み、本取引の公正性を担保する観点から、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

##### ② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付されることが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である平成 29 年 9 月 11 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である 940 円を乗じた金額となる予定です。

そして、本公開買付価格につきましては、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社取締役会は、(i) 当社算定書における市場株価分析結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較分析結果及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）結果の範囲内であること、(ii) 本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 5 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引終値の 694 円に対して 35.45%（小数点以下第三位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じです。）、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 4 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引終値の単純平均値 653 円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 43.95%、過去 3 ヶ月間（平成 29 年 2 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引終値の単純平均値 670 円に対して 40.30%、過去 6 ヶ月間（平成 28 年 11 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引終値の単純平均値 685 円に対して 37.23%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(iii) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための各措置を講じており、少数株主の利益への配慮を行っていること、(iv) 上記利益相反を回避するための措置を講じた上で、当社と大林組との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(v) 当社の平成 29 年 3 月 31 日時点の 1 株当たり純資産額である 1,038.64 円を下回るものの、当社の株式価値の算定にあたっては当社が継続企業であることを前提とすべきところ、1 株当たり純資産額のみをもって本公開買付価格を判断することは妥当ではなく、また、清算のための相当な追加コストの発生等を考慮すると、必ずしも簿価純資産額がそのまま換価されるわけでもないと考えたことから、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、本日付の当社取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付されることが見込まれる金銭の額につ

いては、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

a. 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、大林組は、平成 29 年 5 月 11 日から平成 29 年 6 月 21 日までを買付け等の期間とする本公開買付けを行い、その結果、大林組は、本公開買付けの決済の開始日である平成 29 年 6 月 28 日をもって、当社普通株式 40,439,956 株（議決権所有割合：89.89%）を所有するに至りました。

b. 剰余金の配当

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、株主総会における承認決議を条件に、平成 29 年 3 月 31 日を基準日、平成 29 年 6 月 28 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株当たり 20 円（配当金の総額 899,791,460 円）の剰余金の配当（平成 29 年 3 月期期末配当）を行う旨を決議し、平成 29 年 6 月 27 日開催の第 86 期定時株主総会における承認決議を経て、これを実施いたしました。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を大林組のみとする予定です。その結果、当社普通株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成 29 年 8 月 22 日から平成 29 年 9 月 6 日まで整理銘柄に指定された後、平成 29 年 9 月 7 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、大林組は、大林組が当社を完全子会社化することは、大林組グループ経営の自由度の向上に資すると判断されることに加え、当社の更なるコンプライアンスの強化が可能となり、また、グループ経営基盤の強化による当社の企業価値の向上及びグループ全体の事業効率の向上のために非常に有益であり、大林組グループの「将来への布石」となり得るとの結論に至ったため、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付けの開始を決議したとのことです。

また、当社は、当社の中長期的な収益向上を実現するためには、(i) ガバナンス体制の強化・構築によるコンプライアンスの更なる強化、(ii) 建設事業における官公庁元請工事及び大林組グループからの受注高の維持、PFI 事業への進出、民間顧客への営業強化、環境分野の技術開発促進並びに ICT 施工機械の導入・開発及び工事に熟練した技術者・技能労働者の育成、確保並びに (iii) アスファルト合材ほかの製造・販売事業における製造設備の更新・強化による製造コストの低減と品質の向上、環境保全が必要であるとの認識のもと、本取引により、当社が大林組の完全子会社となることは、意思決定の迅速化を通じて上記のような諸施策を速やかに実行することを可能とし、さらに、一体的な営業活動の推進による営業力強化、大林組が有する建築事業の営業、施工面でのノウハウの提供を当社が受けることによる小規模建築事業の拡充、土木、舗装工事の ICT 施工に関する共同研究・開発促進による生産性向上等、当社単独では対応が困難である課題解決に繋がるとともに、当社の事業機会の拡大を図っていくことを可能とするものであり、今後の当社の発展に資するものであるとの判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③

当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成 29 年 5 月 9 日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書を受領しております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 大林組における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

大林組は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、大林組及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は大林組及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、当社普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、大林組は平成 29 年 5 月 9 日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、大林組は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村証券による当社の 1 株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

|         |               |
|---------|---------------|
| 市場株価平均法 | 653 円～694 円   |
| 類似会社比較法 | 585 円～1,090 円 |
| DCF法    | 719 円～1,350 円 |

市場株価平均法では、平成 29 年 5 月 9 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値 694 円、直近 5 営業日の終値の単純平均値 688 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 653 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 670 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 685 円を基に、当社の 1 株当たり株式価値の範囲を 653 円から 694 円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の 1 株当たり株式価値の範囲を 585 円から 1,090 円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、当社の平成 30 年 3 月期から平成 34 年 3 月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成 30 年 3 月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の 1 株当たり株式価値の範囲を 719 円から 1,350 円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とされた当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

大林組は、野村證券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 940 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である 1 株当たり金 940 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 29 年 5 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引終値の 694 円に対して 35.45%（小数点以下第三位四捨五入。以下本項の%の数値において同じです。）、過去 1 ヶ月間（平成 29 年 4 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引終値の単純平均値 653 円に対して 43.95%、過去 3 ヶ月間（平成 29 年 2 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引

終値の単純平均値 670 円に対して 40.30%、過去 6 ヶ月間（平成 28 年 11 月 10 日から平成 29 年 5 月 9 日まで）の普通取引終値の単純平均値 685 円に対して 37.23%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、大林組から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、本取引に関して当社及び大林組から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱東京UFJ銀行に当社普通株式の株式価値の分析を依頼いたしました。第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行は、当社及び大林組の関連当事者には該当しません。なお、三菱東京UFJ銀行は、当社及び大林組の株主たる地位を有しているほか、当社及び大林組に対して融資を行っておりますが、三菱東京UFJ銀行は銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。）第 13 条の 3 の 2 第 1 項及び銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号。その後の改正を含みます。）第 14 条の 11 の 3 の 3 等の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、株主及び貸付人の地位とは独立した立場で、当社の株式価値の算定を行っております。当社は、当社の株式価値算定にあたり適切な弊害防止措置が講じられていると判断し、三菱東京UFJ銀行を算定機関に選定いたしました。

三菱東京UFJ銀行は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたって採用すべき算定手法を検討した上で、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式に市場株価が存在することから市場株価分析を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価と収益等を示す財務指標の比較を通じて当社の株式価値が算定可能であることから類似会社比較分析を、当社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF分析をそれぞれ用いて当社の株式価値の分析を行い、当社は三菱東京UFJ銀行から平成 29 年 5 月 9 日付で当社算定書を取得しております。なお、当社は、三菱東京UFJ銀行から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法において分析された当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 市場株価分析   | 651 円から 697 円   |
| 類似会社比較分析 | 790 円から 1,210 円 |
| DCF分析    | 755 円から 1,358 円 |

まず、市場株価分析では、平成 29 年 5 月 8 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値 697 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 651 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 670 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 684 円を基に、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 651 円から 697 円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、国内にて上場している道路舗装工事業を手掛ける企業のうち、当社との事業内容や企業規模等の類似性を考慮して、株式会社NIPPON、前田道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、東亜道路工業株式会社及び株式会社佐藤渡辺を類似会社として選定し、企業価値/EBITDA倍率を用いて、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 790 円から 1,210 円までと分析しております。

DCF分析においては、当社が作成した平成 30 年 3 月期から平成 34 年 3 月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成 30 年 3 月期以降の将来において生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り戻して当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 755 円から 1,358 円までと分析しております。なお、割引率は 6.00%から 7.00%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、企業価値/EBITDA倍率を 1.5 倍～3.5 倍、永久成長率を-0.50%～0.50%として算定しております。

DCF分析の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

(単位：百万円)

|               | 平成30年<br>3月期 | 平成31年<br>3月期 | 平成32年<br>3月期 | 平成33年<br>3月期 | 平成34年<br>3月期 |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高           | 112,490      | 111,980      | 113,950      | 115,020      | 117,080      |
| 営業利益          | 7,381        | 7,397        | 7,932        | 8,042        | 8,252        |
| EBITDA        | 9,456        | 9,535        | 9,949        | 10,023       | 10,161       |
| フリー・キャッシュ・フロー | △3,722       | 3,832        | 3,156        | 3,145        | 3,763        |

### ③ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び大林組から独立した、外部の有識者である長谷川公認会計士事務所（長谷川公認会計士）及び高橋明人氏（高橋・片山法律事務所 弁護士）並びに当社の独立役員である社外監査役の桃崎有治氏（公認会計士）及び野本昌城氏（弁護士）の4名から構成される第三者委員会（なお、当社は、第三者委員会の設置当初から上記4名を委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置し、平成29年4月3日、第三者委員会に対し(a)本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、(b)本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(d)上記(a)から(c)までのほか、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問することを決議しました。

第三者委員会は、平成29年3月21日より平成29年5月2日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、かかる検討にあたり、当社、大林組及び三菱東京UFJ銀行から提出された資料を検討し、当社、三菱東京UFJ銀行及び大江橋法律事務所との質疑応答を行うだけでなく、委員による大林組及び大林組のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券を招いての質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、本諮問事項を検討するにあたり、より多くの専門的な情報を取得した上で協議及び検討の参考とすべく、当社及び大林組から独立し、かつ、関連当事者に該当しないみずほ証券株式会社より、当社の株式価値の評価に関する補助的情報の提供を受けております。第三者委員会は、かかる手続を実施することにより、本諮問事項について慎重に審議を行いました。

以上に基づき、第三者委員会は、平成29年5月9日に、当社取締役会に対し、以下の(i)ないし(iv)のとおり検討及び評価をした結果、(a)本取引の目的は合理的であり、本取引は当社の企業価値向上に資すること、(b)本取引の条件（本公開買付価格を含みます。）の公正性は確保されていること、(c)本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていること及び(d)本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書を提出しております。

(i) 当社は大林組との間で当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また当社等から説明を受けた当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後の運営方針（すなわち、当社の主体性を尊重しつつ、当社の強みを十分に活かした経営を行い当社事業の更なる強化を図っていくといった点）等については、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、大林組の事業内容をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本取引の目的は当社の企業価値向上を目指したものであることができ、本取引は当社の企業価値向上に資するであろうと考える。

(ii) 当社は、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うにあたり、当社の株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から当社算定書を取得した上で、当社算定書を参考としている。その上で、(a)当社算定書の



結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(b)また当社算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(c)経験豊富なファイナンシャル・アドバイザーを起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したこと、(d)その結果として、本公開買付価格は、当社算定書における株式公開買付価格に係る株式価値算定額レンジの範囲内であるのみならず、本答申書提出日の終値(694円)を含む6ヶ月平均までの株価水準に対して約35%から約44%に相当する、過去の同種事例におけるプレミアム実績と特段異ならない水準のプレミアムが付された価格となっていること、(e)上記(a)から(d)までの第三者委員会での議論及び検討の結論を含め、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認識していないことから、これら当社における対応は、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料する。また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の当社の株主を大林組のみとするための一連の手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けている。上記一連の手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることについては、合理性が認められるものと考えられる。その上で、上記のとおり本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する当社の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められる。それゆえ、上記一連の手続の条件に関してもその公正性が確保されているものと思料する。また、本公開買付けの公開買付期間は30営業日以上とすることが予定されているところ、これは当社の株主において十分な検討及び判断を行うために合理的な期間であると考えられる。

(iii) 上記「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び下記「④ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の体制・状況のもと、親子間における完全子会社化取引として、相対的に構造的な利益相反性が強いとも考えられる本取引の特徴に鑑みて、当社においては、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社から大林組に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性、条件の現実性といった事情について全般的な検証を重ねた上で、大林組との協議を経て本公開買付価格についての最終的な調整が進められたとのことである。その後、最終的に当社及び大林組間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至ったとのことである。これらの点を含め、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の当社の株主を大林組のみとするための一連の手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記(i)から(iii)までにおいて検討した諸事項から、本取引が当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないものと思料され、これらの事項以外の点に関して、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらない。

#### ④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び公正性を確保するため、当社及び大林組から独立したリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本

公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見

当社取締役会は、大江橋法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行から取得した当社算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その上で、当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載の各判断に基づき、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当時の当社取締役 8 名のうち、高貝克也氏は大林組からの出向者であり、佐藤俊美氏は大林組の執行役員であり、また、長谷川仁氏は、平成 29 年 6 月 27 日開催の当社の定時株主総会をもって当社の取締役を退任し、大林組の顧問に就任することが内定していたことから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、上記取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において大林組との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、一身上の都合により欠席した岡野正知氏を除き、当社の社外監査役を含む監査役 3 名が出席し、その全ての監査役が当社取締役会が上記の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております（なお、当社取締役会は、取締役会に欠席した岡野正知氏からも、当社取締役会が上記の決議を行うことにつき異議がないことを別途確認しております。）。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

大林組は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、大林組以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性も担保することを企図しているとのことです。さらに、大林組と当社は、当社が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社普通株式は上場廃止となる予定です。なお、本株式併合後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び大林組の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、大林組は、当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成 29 年 7 月 3 日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社との取引については一般取引条件と同様に合理的に決定することとしている旨規定しております。

本株式併合を行うに際しても、当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付するこ

とが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者委員会から本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の本答申書を受領し、本取引に関して大林組及び当社から独立した第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行から当社算定書を取得し、大江橋法律事務所から法的助言を受ける等、本株式併合を含む本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 29 年 5 月 9 日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

## II. 単元株式数の定め廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 9 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

平成 29 年 9 月 12 日（予定）

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 9 月 12 日に当社普通株式の発行可能株式総数は 36 株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 9 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案   |
|---|---|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。<br><u>(单元株式数)</u><br>第8条 当社の单元株式数は、 <u>100</u> 株とする。<br><u>(单元未満株式の権利)</u><br>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br><u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u><br><u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u><br><u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><br>第 <u>10</u> 条～第 <u>34</u> 条 (条文の記載省略) | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36</u> 株とする。<br><br>(削 除)<br><br>(削 除)<br><br>第 <u>8</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行どおり) |

3. 変更の日程

平成29年9月12日(予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上